

4 月定例教育委員会会議録

開 催 年 月 日	令和 5 年 4 月 21 日（金）
開 催 時 間	午前 10 時 00 分
開 催 場 所	市役所本館 8 階 第 2 委員会室
出 席 委 員	浦 上 教育長 村 本 教育長職務代理者 岩 井 委員 藤 井 委員
出 席 職 員	原田副教育長・小山教育監・太田次長・木下次長・辻内次長兼生涯学習課長・川添教育政策課長・黒井学校教育推進課長・齊藤人権教育課長・山本学務給食課長・打抜教育センター所長・谷桂青少年会館長・岸安中青少年会館長

【浦上教育長】 これより、4 月定例教育委員会を開催します。まず、本日の会議録の署名委員に岩井委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は、水野委員から欠席届が提出されています。

【浦上教育長】 次に、次第 1、3 月臨時教育委員会会議録の承認について、審議いたします。ご異議ありませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 ご異議ないものと認めます。それでは、3 月臨時会会議録につきまして、承認とします。

【浦上教育長】 次に、次第 2、3 月定例教育委員会会議録の承認について、審議いたします。ご異議ありませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 ご異議ないものと認めます。よって、3 月定例会会議録につきましても、承認とします。

【浦上教育長】 次に、次第 3、教育長及び教育委員の報告に移ります。

まず、教育長報告ですが、お手元配布資料のとおりですので、ご確認ください。

3 月 22 日 (水)	定例教育委員会
〃	令和 4 年度 校長会
3 月 23 日 (木)	社会教育委員会議
3 月 24 日 (金)	3 月市議会定例会本会議
3 月 25 日 (土)	八尾バスケまつり 2022 (八尾市立総合体育館)
3 月 30 日 (木)	第 57 回八尾市危機管理対策本部会議
〃	転出指導主事辞令交付式
3 月 31 日 (金)	市職員退職者発令・辞令交付式
〃	臨時部長会
〃	学校職員辞令交付式
4 月 1 日 (土)	第 7 回ボッチャオープン大会 (八尾市立総合体育館)
4 月 3 日 (月)	社会教育指導員委嘱状交付式
〃	教育長訓示 (管理職職員対象)
〃	新転任教職員辞令交付式
4 月 4 日 (火)	第 60 回 新入社員を励ます集い (八尾市商工会議所)
4 月 5 日 (水)	部長会
4 月 6 日 (木)	令和 5 年度 市町村教育委員会教育長会議 (アウィーナ大阪)
4 月 7 日 (金)	令和 5 年度 校長会・教頭会
〃	令和 5 年度 八尾市立学校初任者研修教育長講話
4 月 10 日 (月)	不登校支援学校長への訓示
〃	生徒指導主事辞令交付式
〃	保健主事辞令交付式
4 月 14 日 (金)	定例教育委員協議会
〃	大阪府都市教育長協議会 令和 5 年度総会・4 月定例会 (アウィーナ大阪)
4 月 16 日 (日)	樟蔭中学校・高等学校身体表現コース発表会 (東大阪市文化創造館)
4 月 17 日 (月)	学校訪問 (高美中学校、南高安中学校、上之島小学校、龍華中学校、大正小学校)
4 月 18 日 (火)	学校訪問 (刑部小学校、曙川小学校、曙川東小学校、美園小学校、久宝寺中学校、久宝寺小学校)
4 月 20 日 (木)	令和 5 年度 八尾地区更生保護女性会総会 (八尾市立社会福祉会館)

【浦上教育長】私は、3 月 20 日から 4 月 20 日に掛けて公務が立て込んでいました。年度を挟みますと、このような状況が多くなります。4 月 3 日は、新転任の教職員辞令交付式があり、八尾市には、新任の職員が 42 名赴任しました。また、他市からは 11 名の職員が赴任し、合わせて 53 名の職員が赴任しました。その中には、2 名の事務職員も含まれていますので、併せて申し上げます。

辞令交付式では、まず私の方から八尾市の地理、人口、文化などの話をしました。そ

して、元気に明るく、そして笑顔という３つをしっかりとって、学校へ行ってくださいと伝えさせてもらい、元気づけさせてもらったと思っております。人事担当の指導主事は、その場で私の話を聞いていましたが、本日お集まりの皆様へは、この場を借りてご紹介させてもらいました。

次に、新任校長への学校訪問を早く実施したいと思い、４月１７日・１８日に早速学校訪問をしました。４月１７日は、高美中学校、南高安中学校、上之島小学校、龍華中学校、大正小学校を訪問しました。４月１８日は、刑部小学校、曙川小学校、曙川東小学校、美園小学校、久宝寺中学校、久宝寺小学校を訪問し、新任校長が在籍する学校だけではなく、その近隣の学校も訪問しました。

新任校長は、私の訪問に緊張しているご様子でしたが、「しっかり頑張ってや」という激励の言葉を伝えてきましたので、この場を借りてご紹介させていただきます。

私のからの報告は、以上となります。

【浦上教育長】 教育委員の皆様から、報告事項等はありませんか。

【全委員】 特になし。

【浦上教育長】 報告事項なしということで、教育長及び教育委員の報告はこれで終わります。

【浦上教育長】 次に、次第４に移ります。

次第４の議案審議に入る前に、本日の議案のうち、議案第１１号「八尾市立用和小学校１年生春の遠足における熱中症事故に関する再調査結果と再発防止に係る見解の件」につきましては、関係資料が八尾市情報公開条例第６条第１号及び第５号の規定に該当するものとし、非公開にて取り扱いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 異議なしと認めます。それでは、議案第１１号は、非公開と決定いたしました。議事進行の都合上、この議案審議は、他の議案の審議及び報告事項等が終了した後に行います。

それでは、議案第９号「八尾市個人情報保護に関する法律施行条例の施行に関する八尾市教育委員会規程制定について臨時代理承認の件」につきまして審議をいたします。

提案理由について、川添教育政策課長より説明いたします。原田副教育長と川添教育政策課長は、前の席へお越しください。

それでは、川添教育政策課長、説明をお願いします。

【川添教育政策課長】 それでは、議案第９号「八尾市個人情報保護に関する法律施行条例の施行に関する八尾市教育委員会規程制定について臨時代理承認の件」について、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定により、教育委員会の承認を求めるものであります。

提案の理由でございますが、令和3年5月の「個人情報の保護に関する法律」の一部改正により、地方公共団体の個人情報の取り扱いについて、全国的な共通ルールが規定されたことに伴い、「八尾市個人情報保護条例」を廃止し、令和5年4月1日から改正法に基づく運用をしていくことから、「八尾市個人情報の保護に関する法律施行条例」が令和4年12月市議会定例会において可決されました。

本条例の可決に伴い、本条例の施行に関し必要な事項を定めた八尾市教育委員会規程を制定し、令和5年4月1日に施行する必要がありましたが、施行日までに教育委員会会議を招集する暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、令和5年3月30日付で、教育長が臨時に代理したため、教育委員会の承認を求めるものであります。

それでは、お手元の規程をご覧ください。

本規程の規定内容といたしましては、八尾市教育委員会における「八尾市個人情報の保護に関する法律施行条例」の施行に関して、市長部局の「八尾市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則」の例によることを定めるものです。

また、「八尾市個人情報保護条例」の廃止に伴い、その施行に関して規定する「八尾市個人情報保護条例の施行に関する八尾市教育委員会規程」を廃止するものです。

以上、甚だ簡単な説明となりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 この議案に関して、ご意見等ないでしょうか。

【岩井委員】 令和3年の「個人情報の保護に関する法律」の一部改正により、八尾市及び八尾市教育委員会も令和5年4月1日から一部改正への対応を図る必要があったことは、よく理解できました。年度末でご多忙の中、事務局へはお世話を掛けました。確認となりますが、今回の一部改正により、どのような点が改正前よりも良くなったのか教えてください。

【川添教育政策課長】 個人情報の取扱いについて、法律の改正前は、各自治体の条例や規則などにより、多少のばらつきがありました。今回は法律が改正されるため、個人情報の取り扱いについて、各自治体も以前よりも安心して取扱うことができるようになったと考えております。

【岩井委員】 ご説明いただき、ありがとうございます。よく分かりました。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。

今回の法律改正は、国が統一的な取扱いを行うということで、市の関係条例や規則も改正したということになります。

それでは、採決に移ります。

議案第 9 号につきまして、原案どおり可決することにご異議ないでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 異議なしと認めます。それでは、議案第 9 号「八尾市個人情報保護に関する法律施行条例の施行に関する八尾市教育委員会規程制定について臨時代理承認の件」について、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 10 号「八尾市教育委員会事務局事務処理規定の一部改正について臨時代理承認の件」について審議いたします。

提案理由について、川添教育政策課長より説明いたします。それでは、川添教育政策課長、説明をお願いします。

【川添教育政策課長】 それでは、議案第 10 号「八尾市教育委員会事務局事務処理規定の一部改正について臨時代理承認の件」について、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により教育委員会の承認を求めるものであります。

提案の理由ですが、先程の議案第 9 号に関連いたしまして、教育委員会が所有する個人情報について、個人から「自己を本人とする個人保有情報の開示、訂正及び利用停止」の請求がなされた場合の事務の執行に関する権限について、「八尾市教育委員会事務局事務処理規程」の整備を行う必要がありましたが、施行日までに教育委員会議を招集する暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 30 日付で教育長をして臨時に代理したため、教育委員会の承認を求めるものであります。

それでは、お手元の新旧対照表をご覧ください。

副教育長等、課長及び係長の共通専決事項を規定した別表 1（第 19 条関係）中第 10 号に「個人情報の開示、訂正及び利用停止の可否を決定すること。」これを副教育長等の権限とすることを新たに加えたということあります。

以上、甚だ簡単な説明となりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 それでは、ただいまの議案第 10 号の説明に関して、ご意見等ないでしょうか。なければ、採決に移ります。

議案第 10 号につきまして、原案どおり可決することにご異議ないでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 異議なしと認めます。それでは、ただいまの議案第 10 号につきましては、原案どおり可決いたしました。原田副教育長、川添教育政策課長は自席へお戻りください。

次に、議案の第 12 号「令和 6 年度使用八尾市立学校教科用図書の採択についての基本

方針の決定の件」につきまして、審議いたします。

採択についての基本方針を黒井学校教育推進課長より説明いたします。

小山教育監と黒井学校教育推進課長は、前の席へお越してください。それでは、提案理由を黒井教育推進課長より説明をお願いします。

【黒井学校教育推進課長】 それでは、議案の概略についてご説明させていただきます。

議案第 12 号「令和 6 年度使用八尾市立学校教科用図書の採択についての基本方針の決定の件」につき、教育長に対する事務委任に関する規則第 2 条第 9 号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

提案理由ですが、本年度は八尾市立小学校及び義務教育学校前期課程において、全ての教科書について採択する年になっております。つきましては、令和 6 年度使用八尾市立学校教科用図書の採択に当たり、教科書が教育を行ううえで、主たる教材として極めて重要な役割を果たしていることに鑑み、八尾市教育委員会の権限と責任において主体的に採択業務を行うため、本案を提出するものです。

それでは、お手元の令和 6 年度使用八尾市立学校教科用図書の採択についての基本方針（案）に基づきまして、ご説明申し上げます。

学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメントの確立を図ることを通して、子どもたちの知識理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することや、道德教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成し、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指すこととしています。

また、国は、令和 3 年 1 月の中央教育審議会答申において、学習指導要領において示された資質・能力の育成を着実に進めることが重要であること。そのために、新たに学校における基盤的なツールとなる ICT を最大限活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図る「令和の日本型学校教育」の構築を推進するという方向性を示しています。

教科用図書の採択に当たっては、この理念を踏まえ、教科書が教育を行ううえで、主たる教材として極めて重要な役割を果たしていることに鑑み、教育委員会の権限と責任において主体的に採択業務を行う必要があると考えております。

従いまして、次の 3 点を基本方針とさせていただきたいと考えております。

（１）本市教育の特色や子どもたちの実態に即し、基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など、「確かな学力」の醸成に向けて多角的な観点から綿密な調査研究を行い、教科書を採択すること。

（２）可能な限り市民に開かれた採択業務を目指すこと。ただし、選定委員会の委員名簿及び選定委員会の検討内容、調査委員名簿の公開については、公正かつ適正な意思決定に支障が生じないように、採択事務終了後とする。

（３）外部からの不当な働きかけによって、公正かつ適正な意思決定に支障が生じな

いように配慮すること。

以上、3点を基本方針として設定させていただきました。

次に、教科書採択に係る流れについてであります。本日の教育委員会議において各議案が議決されましたら、教育委員会から選定委員会へ諮問をし、選定委員会は4月から5月にかけて各小学校の中から研究実績や校内における推進体制も踏まえ、人選された調査員に調査を依頼いたします。

調査員は、調査した結果の報告書を選定委員会へ提出し、選定委員会は報告書を基に諮問に対する答申を作成し、教育委員会へ提出いたします。教育委員会は、答申を受けて、教育委員会議で教科用図書を選定していただくものです。

なお、選定委員会及び選定委員会名簿、調査員名簿等につきましては、採択が終了するまでは非公開といたします。

簡単な説明となりますが、議案第12号の提案理由の説明とさせていただきます。

【浦上教育長】 今年度は小学校の教科書採択の時期となりますが、八尾の子どもたちに最適な教科書を提供するということは、教育委員会の権限と責任において、非常に大きな事業の一つとなりますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

説明の中で、基本方針の話がありましたが、委員の皆さまのご意見を頂戴できるでしょうか。

【岩井委員】 今回の採択の基本方針について、前回の基本方針と大きな違いはないように思いますが、変更点もあると思います。その変更点について、もう少し詳しく説明していただけるでしょうか。

【黒井学校教育推進課長】 基本方針として掲げさせていただいた（１）から（３）の表記自体に変更はありません。ただし、基本方針の本文中に前回の採択からの変更点があります。現時点でＩＣＴ機器の児童一人一台配備ということが完了しておりますので、「個別最適な学び」や「協働的な学び」、また「令和の日本型学校教育の構築を推進する」という方向性等について、今回改めて追記をしたものです。そういった変更点も踏まえたいうえで、（１）から（３）を基本方針として設定をさせていただき、しっかりと調査研究を進めていきたいと考えております。

【岩井委員】 ご説明いただき、ありがとうございます。よく分かりました。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。

【藤井委員】 基本方針の案の１行目ですが、「主体的・対話的で深い学び」と記載されています。「対話的で」の部分は、どのようなことを想定されているのでしょうか。

【黒井学校教育推進課長】 「主体的・対話的で深い学び」という表記へのご質疑について、お答えします。各学校において、学習指導要領に基づいた学習が行われていますが、

現行の学習指導要領が改定されたときに、「主体的・対話的で深い学び」という表現が示されるようになったという経緯があります。

まず、主体的という部分についてですが、過去は教職員による講義という形式の授業形態が多かった傾向にありましたが、現在は子ども自身がその授業の中で何を課題とし、その授業を通してどういうことを身に付けていくのかということを、子ども自身が主体的に課題を捉えて、自分自身で物事を考えて、その考えをアウトプットしていきます。その中で、対話的という部分については、様々な形がありますが、グループ学習や1対1のペア学習などを通じて自分の考えをしっかりと相手に伝えていく。その相手の考えを聞いたうえで、自分の考えと相手の考えはどう違っているのか、また、自分の考えがどう変わっていくのかなどを、再度子ども全体で共有するというような学習を行っていくことで、それぞれの子どもたちの学習が深い学びへと繋がっていきます。そのようなことをイメージして、今の学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」という表記が採用されております。

【藤井委員】 ご説明いただき、ありがとうございます。よく分かりました。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。なければ、採決に移りますが、その前に私の方から一言申し上げます。この教科書採択は、非常に重要な行為であるため、適正かつ公正、採択の確保の徹底が求められており、これらを損なうことがあってはならないと考えております。

情報公開という観点から、市民の皆様にも採択がどのように行われているのかを知っていただくため、開かれた採択を一層進めなければならないと考えておりますが、一方、選定委員会の委員の皆様が外部からの圧力も受けないようにしなければなりません。皆様も十分ご承知かと思いますが、新聞報道などで取り上げられているように、他市で様々な不正な形での採択がありました。そのような外部からの圧力を受けないよう、自由な議論が必要となります。本当に八尾の子どもにとってどの教科書が適切なのか、この点がすばらしいなど、そういうことを自由に議論ができるように、選定委員会会議の非公開に加えて、議案第13号にかかる選定委員会の委員名簿、そして会議録、また調査員名簿は教科書採択終了まで非公開としながら、議案第14号は市民に開かれた採択の観点から公開で行いたいと考えております。

議案12号から14号は、すべて教科書採択に係る内容となりますが、それらも踏まえて、議案第12号につきまして、原案どおり可決することにご異議ないでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 異議なしと認めます。それでは、ただいまの議案第12号「令和6年度使用八尾市立学校教科用図書の採択についての基本方針の決定の件」、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第13号「八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命の件」について審議を行います。先程の基本方針に基づいて会議は非公開で行いたい

と思いますが、ご異議ないでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 異議なしと認めます。それでは、傍聴の皆様は、一旦、ご退場ください。本議案の審議が終わりましたら再度入場していただけます。

(傍聴者 退室)

(以下、非公開審議)

【浦上教育長】 それでは、議案第 13 号「八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命の件」につきまして審議いたします。

提案の理由について、黒井学校教育推進課長より説明いたします。それでは、提案理由を黒井学校教育推進課長より説明をお願いします。

【黒井学校教育推進課長】 議案第 13 号「八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命の件」につき、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 7 号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

提案理由でございますが、八尾市立学校において使用する教科用図書を調査、審議するにつき、八尾市立学校義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第 2 条に基づき、八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員を委嘱又は任命し、適切な教科書採択に向け採択事務を進めるため、本案を提出するものです。

それでは、お手元の「八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員名簿(案)」に基づき、ご説明申し上げます。

はじめに、選定委員会委員構成についてですが、選定委員会の構成及び名前につきましては、八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づき選考しております。

市内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者につきましては、八尾市 P T A 協議会から 1 名参加、市立学校の校長及び教員につきましては、八尾市校長会、八尾市教育研究会、八尾市小中学校教育課程研究委員会からそれぞれ 1 名参加、八尾市立小学校・義務教育学校から 3 名が参加します。また、教育委員会事務局からは教育監、教育センター所長、人権教育課長の 3 名が参加し、全員で 10 名を委嘱及び任命するものです。

任期につきましては、令和 5 年 4 月 21 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間となります。

選定委員会委員名、調査員名、議事録につきましては、教科書採択終了後の公開となります。議事録の整理等に時間を要しますが、遅くとも 9 月頃には公開できるよう準備を整える必要があると考えております。

以上、誠に簡単な説明となりますが、提案理由の説明といたします。

【浦上教育長】 ご意見等ないでしょうか。

【岩井委員】 団体からの推薦ということですが、市立学校の教員からも３名が選出されていますが、どのような観点で、その３名を選出されたのか教えていただけるでしょうか。

【黒井学校教育推進課長】 亀甲先生については、義務教育学校の校長であるため、今年度小学校の採択事務を行います。また、来年度は中学校の教科用図書の採択時期であるため、小学校と中学校の接続部分ということを考慮し、同じく亀甲先生に参画をいただくことを考えております。

また、大原先生と吉村先生は、過去の教科書採択についての調査員等の経験を有しておられて、本市の教職員の中でも先進的に様々な教科の指導等を行なっていらっしゃるため、本選定委員会の委員として十分に調査研究の部分で力を発揮していただける人物であると判断し、人選をしております。

【岩井委員】 ご説明いただき、ありがとうございます。よく分かりました。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。

【藤井委員】 今、教えていただいた大原先生と吉村先生は、学校で担任を持ちながら、この調査研究にも参加されるのでしょうか。

【黒井学校教育推進課長】 両名とも学校の教職員であるため、学校の勤務をしながら、本調査研究も行っていただくこととなります。

【藤井委員】 ご説明ありがとうございます。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。ないようですので、採決に移りますが、私の方から一言申し上げます。この人選は、多方面の方々に多角的な観点でご検討いただける人選だと思います。選定委員の皆様には、基本方針に基づいて、しっかりと審議をしていただきたいと考えております。

それでは、採決に移ります。

議案第 13 号につきまして、原案どおり可決することにご異議ないでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 異議なしと認めます。それでは、議案第 13 号「八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員の委嘱又は任命の件」につきましては、原案どおり可決いたしました。

議事の都合により、暫時休憩とします。再開は 3 分後といたします。

(休 憩)

(以下、公開審議)

【浦上教育長】 それでは、休憩前に引き続きまして、議事を再開いたします。ここからは公開審議となります。

続いて、議案第 14 号「令和 6 年度使用八尾市立学校教科用図書の選定について諮問する件」について、審議いたします。

提案の理由について、黒井学校教育推進課長より説明いたします。それでは、提案理由を黒井教育推進課長より説明をお願いします。

【黒井学校教育推進課長】 それでは、議案第 14 号「令和 6 年度使用八尾市立学校教科用図書の選定について諮問する件」につき、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 14 号の規定により委員会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、令和 6 年度使用八尾市立学校教科用図書の選定について、八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問する必要があるため、本案の議決を求めるものです。

それでは、お手元の「令和 6 年度使用八尾市立学校教科用図書の選定について（諮問）」をご覧ください。

教科書採択の手順につきましては、先ほどの議案第 12 号で議決いただきました基本方針に則り、議案第 13 号で決定いたしました選定委員会へ諮問し、答申をいただく流れとなっておりますので、諮問文の内容についてご説明いたします。

まず、検討の観点についてですが、教科書は主たる教材として児童生徒の教育に極めて重要な役割を果たしていることに鑑み、その採択に当たっては、学習指導要領に示された狙いを踏まえ、本市において最も適した教科書は何かという観点に立って、教科書内容の綿密な調査研究を行い、これに基づき採択権者が、より一層の自覚と責任を持って採択に当たることが重要であると考えております。

本市の教育につきましては、基本理念を「認め合い ともに生き 未来を切り拓く八尾の教育」とし、生涯にわたって互いの人権や個性を尊重し、認め合い、また、すべての人がともに学び、自他を高め、支え合って生きていく力をさらに育てていくことにより、一人ひとりが自分の可能性を信じ、自らの人生や八尾の未来を切り拓いていくことを目指しております。

そのような観点を踏まえながら、次のような事項に留意し、適切な教科書の選定について検討をお願いしたいと考えております。

とりわけ、「（１）正確・公正・教育的配慮について（２）人権の尊重について（３）民主的な人間の育成について（４）確かな学力の育成について」を留意事項とし、答申の作成をお願いしたいと考えております。

最後に、運営については、教科書に関わる関係法令に基づくとともに、令和 6 年度使用八尾市立学校教科用図書の採択についての基本方針並びに八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則及び八尾市立義務教育諸学校教科用図書選定調査委員事務・運営要綱によるものであります。

以上、誠に簡単な説明となりますが、議案概略の説明といたします。

【浦上教育長】 ただいま、教科書選定を検討するための観点、また（１）から（４）の視点に立った教科書採択の方針等についてなどの説明がありましたが、ご意見等ないでしょうか。

【岩井委員】 前回採択時の諮問と比べて、留意事項は変更がないと思いますが、他に変更点があれば教えてください。

【黒井学校教育推進課長】 先ほどの基本方針と同様、岩井委員がご指摘のとおり、留意事項の（１）から（４）の内容に変更はありません。ご説明した検討の観点と留意事項については、基本方針でも申し上げたとおり、後段の部分が前回と比べて変更している点となります。

【岩井委員】 ご説明いただき、ありがとうございます。よく分かりました。

【浦上教育長】 特に、令和の日本型学校教育という項目が打ち出されたことで、様々な学びをしっかりと子どもたちに身につけさせていかななくてはならないという観点があります。そのような観点から、後半の部分については検討の観点という表現に修正しているところです。

また、この（１）から（４）の留意事項については、特に必要な観点であると思っております。とりわけ正確・公正・教育的配慮や人権の尊重、また民主的な人間の育成、そして確かな学力の育成、この辺りは非常に大切だと思っております。採択にあたっては、そういう観点を大切にしたいと事務局としては考えておりますので、ご理解いただければと思います。

他にご意見等ないでしょうか。ないようであれば、採決に移ります。

議案第 14 号につきまして、原案どおり可決することにご異議ないでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 異議なしと認めます。それでは議案第 14 号「令和 6 年度使用八尾市立学校教科用図書の選定について諮問する件」について、原案どおり可決といたします。

なお、選定委員会に対しては、諮問をさせていただいた後、ご審議いただき、答申をいただきたくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、小山教育監、黒井教育推進課長は自席へお戻りください。

【浦上教育長】 それでは続きまして、次第の 5、報告事項に移らせていただきます。報告事項の③「いじめの重大事態事案への対応について」につきましては、八尾市情報公開条例第 6 条の第 1 号の個人に関する情報であって、当該個人の権利、利益を害するおそれがあるものと認められるものに該当するため、公開可能な時期がくるまでは非公開とす

べき文書となりますので、この案件に係る会議は非公開としたいと思いますが、ご異議ないでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、本報告につきましては、非公開とすることといたします。

議事の進行の都合上、この案件につきましては、他の報告等が終了した後に行いたいと思います。

それでは、次の報告事項に移ります。

報告事項①「令和５年度教職員人事異動について」、木下次長より報告をさせていただきます。原田副教育長、木下次長は前の席へお越してください。

【木下次長】 それでは、令和４年度末、５年度当初の教職員人事異動についてご報告申し上げます。

資料をご覧ください。

まず、１ページ目ですが、児童生徒数ですが、５月１日の確定前の暫定的なものとなりますが、合計３００名を超える減少ということで緩やかに児童生徒数は減少傾向となっています。

続きまして、教職員に関する内容となりますが、ミドルリーダー、中核教員としての首席指導教諭の配置につきましては、全校配置を目指していますが、小学校３校・中学校２校で未配置という現状があります。

また、指導教諭につきましては、主たる業務を担う教科・領域・教育内容ごとに人材を確保することになっておりますので、首席に比べて数が少なくなっているのが現状です。学校の中核教員の育成ということにつきましては、今後も継続して力を入れていきたいと考えています。

続きまして、資料の２ページ目、裏面になりますが、全体的な人事異動の増減等につきましては、昨年度とおおむね同じような数となっています。２ページ目の一番上ですが、学校管理職の退職者数が、学校長で１０名となっています。うち、再任用で１名が、今年度も継続して学校長としてご勤務いただいています。

令和５年度につきましては、定年延長の１年目ですので、今年度末の退職等の対象者は少なくなる見込みですが、再任用管理職等の任期満了者等もいることから、引き続き、管理職選考の受験者の確保や候補者の育成という部分については、課題意識を持って、しっかりと対応を進めてまいりたいと考えています。

以降、３ページ目から６ページ目にかけては、本市の教員の年齢分布となっております。３ページ目は、小学校と義務教育学校の管理職についてであり、裏面の４ページについては教諭等についてです。また、５ページ、６ページは、それぞれ中学校と義務教育学校の数値となっています。

資料の特徴としまして、管理職では、先程もお話をさせていただきましたが、再任用の管理職配置を毎年度登用しておりますので、再任用管理職の割合が多くなっている現状が

あります。

また、一般教職員の年齢分布につきましては、つぼ型という分布になっているかと思えます。20代から30代の教員が、小学校、中学校、義務教育学校とも約3分の2を占める形になっています。ミドルリーダー層である40代は一定数いるものの、管理職や指導主事の確保が引き続き課題と考えています。

以上、令和4年度末5年度当初の教職員人事異動について報告となります。

【浦上教育長】 ただいま、説明がありましたが、資料のグラフなどを見られて、何かご意見ないでしょうか。

【岩井委員】 児童生徒数、学級数と教職員数について質問があります。特に中学校で顕著となっていますが、生徒数の減少と比較して、学級数と教職員数の減少が大きいように思います。何か理由があれば、教えていただけるでしょうか。

【木下次長】 中学校の学級数・教職員数の減少についてですが、おっしゃるとおり小学校と比較して減少数が大きい状況です。これは、各中学校における支援学級の生徒数の減少が、今年度は例年より多くなっていることが原因かと思えます。それに伴い、教職員の定数が減少し、教職員数も減少しているという結果になっているかと思えます。

【岩井委員】 ご説明いただき、ありがとうございます。よく分かりました。

【藤井委員】 今の岩井委員の質問へのご説明の中で、中学校の年度当初の学級数が減少しているご説明をいただきましたが、社会的にも、特に中学校で支援学級数が増えているような印象を持っています。今回、八尾市の中学校で支援学級の数が減っていることにも何か理由があるのではないかと思います。例えば、市立中学校ではなく、大阪府立の支援学校に進学する子どもが増えているなどの背景があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

【木下次長】 人事担当者であるため、子どもの詳細な状況や各家庭の状況を把握できていない部分もありますが、昨年度より教育委員会から各学校へ子どもの状況に応じた「適切な学びの場」の提供について指示を出しています。その中で、学校と保護者がやり取りをし、支援学級ではなく、通常学級への在籍を選択される、または、通常学級に在籍をしながら通級指導教室に通われるというような「学びの場の変更」を選択された家庭が多くなったことが要因の一つではないかと考えております。

【藤井委員】 ご説明いただき、ありがとうございます。よく分かりました。

【村本委員】 4ページと6ページについてですが、表を見ると、ここ数年で若年層教職員の男性と女性の比率が、極端になってきている気がします。特に小学校に、その傾向があるかと思えます。これは何か理由などがあるのでしょうか。良い悪いは別として、対応

策などありましたら、教えていただきたいと思います。

【木下次長】 若年層教職員の男女比についてですが、本市及び大阪府でも、このような傾向となったことに関する要因は掴んでおりません。特に、どちらかの採用数を増やすというようなことではありませんので、結果的に合格者の方の男女比がそのような形になっているのかなというふうに捉えております。

【村本委員】 ご説明いただき、ありがとうございます。よく分かりました。

【岩井委員】 今のご説明にあった男女比について、管理職に関する感想を申し上げます。ここ数年、中学校の女性の管理職が一人という状態があり、女性管理職が増えていかない状況が続いていますので、本当に残念に思っています。ぜひとも計画的な育成をお願いしたいと思っております。

また、教職員の年齢分布を見ると、50代以上の教職員がほとんどいなくて、30代の教職員が3分の2を占めています。これまでも言われてきたことですが、一人のベテラン教職員を頼りにして、学校をマネジメントしていくには、もうかなり限界に達したと感じています。校長も若くなってきており、山積みする様々な課題解決にしんどい思いをされているのではないかと推察しています。

子どもたちもそうですが、教職員も困ったときには、相談しやすい雰囲気が職員室にあるべきかと思います。そして、先輩、後輩、初任者や管理職も含めて、共に知恵を出し合いながら、課題を解決していくメンタリングなどの手法も使って、しっかりとチームを組んで、学校力を高めて、元気に教育活動を進めていって欲しいと願っております。

【木下次長】 まず、女性管理職登用について、こちらも毎年度ご指摘いただいているかと思います。その都度、似たような返答になってしまっている現状はありますが、事務局においても、女性管理職や指導主事が在籍していますので、そういったところもしっかりと検討しながら、岩井委員からご指摘いただいたような新たな管理職登用というののもしっかりと進めていきたいと考えております。

また、組織的な対応については、もちろんそれは年齢分布だけではありませんが、すべての学校でそのような認識のもと、学校運営に取り組んでいただいているかと思います。また、私どもも学校訪問や研修などを通じて、しっかりと学校と教育委員会が情報共有しながら、学校運営を進めていくよう取り組んでいきたいと考えております。

【岩井委員】 よろしく申し上げます。

【浦上教育長】 今の話を聞きながら、私も十数年前のことを振り返っていました。十数年前は、学校の中で、ミドルリーダーの育成が強く求められていました。ミドルリーダーの役割は、教頭と若年層の教職員の間にあって、双方のパイプ役となることです。そして、学校組織の中核になり、人材を育てようと十数年前から言われていました。

資料のグラフを見ると、45歳から50歳ぐらいまでの教職員が、学校の中核としてミド

ルリーダーの役割を持ち、首席や指導教諭になっていると思います。

また、その世代には、40代の校長も多くいます。ただし、岩井委員が先ほど指摘したとおり、学校経営や状況が困難なときに、どう対応していくべきかを判断できる経験を積んだ人が少ない。そのため、学校運営が非常にしづらい状況となっていることが、はっきりとしています。だから、できるだけ教育委員会が、しっかりと学校を支え、支援していくことが大きな責任であると、私は考えています。

そういう意味において、来週の月曜日となりますが、新任の校長を対象とした校長研修があります。その際、私から1時間程度、過去の経験をお話させてもらおうと考えています。これは去年も行っており、昔の話となりますが、学校経営とはどういうものであるか、教師とはどういうものであるとか、教員を育成するにはどうしたらいいかなど、話をするつもりです。教育委員会事務局の幹部職員は、そういう思いをもって、学校へ働きかけをして欲しいと思っています。教育監にもご意見をいただきたいと思いますので、お願いします。

【小山教育監】 私も教育長と同じく学校訪問を予定しています。機会を捉えて、校長や管理職の悩みを聞きながら、その時に市として大切にしていることを伝えたり、アドバイスなどをするつもりです。

教育長が学校訪問で各学校長にお会いされた後になりますが、どういう視点を持つことが大切かということを私からもお話をさせていただく予定もしております。機を逃さず、伝えるべきことを伝えていきたいと考えております。

【木下次長】 管理職の育成は、教育長からもご指摘いただいた部分となります。教育長と教育監からの研修もありますが、人事担当としても、教育委員会事務局には会計年度ではありますが、管理職経験のある職員が在籍していますので、そういった職員にも協力を得ながら、特に経験年数の浅い管理職職員に対して、訪問型の研修等も考えておりますので、そのような形で取組を進めてまいりたいと考えております。

【浦上教育長】 他ご意見等ないでしょうか。

【藤井委員】 特に中学校ですが、グラフを見ると、保護者よりも教職員の方が若い方が多いことがわかります。しかし、私も含め周りの保護者の話を聞いていると、自分達よりも同世代以上の先生であれば、頼りがいがあるという感じもします。一方、若い先生方がすごく一生懸命に子どもに対応しようとしてくださっている姿も見受けられます。親の私たちの世代は、体力的に元気がなくても、先生は本当に若さを生かして子どもたちと共通の話題もたくさん持っていたりして、一生懸命やってくださっています。保護者としては、そういう姿が本当にありがたく、時にほほえましく見えるようです。保護者からしても、若い先生を応援したい、学級担任の先生と一緒に頑張っていて、子どもたちが元気に学校に通えるように親も一緒に応援したいというふうに思わせていただけるような先生方も多いと思っています。ぜひ、若い先生にも頑張っていたいただきたいというふうに思いました。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。ないようであれば、この報告については終了したいと思います。

原田副教育長と木下次長は、自席にお戻りください。

次に、報告事項の②に移ります。「令和5年度脱いじめ傍観者教育の実施について」、齊藤人権教育課長より報告させていただきます。小山教育監と齊藤課長、前の方へお越しください。

【齊藤人権教育課長】 それでは、令和5年度脱いじめ傍観者教育につきまして、今年度の実施についてご報告いたします。

今年度も小学校、義務教育学校前期課程の4年生、中学校1年生及び義務教育学校後期課程7年生を対象に、スタンバイ株式会社から講師を招聘し、オンラインで実施いたします。各学校の実施日程につきましては、実施予定表に記載のとおりとなっております。

教育委員の皆様方で、学校訪問を希望される場合は、教育政策課教育総務係までご連絡いただきましたら、人権教育課より当該校との調整をいたしますので、よろしくお願いいたします。

【浦上教育長】 ただいまの報告に関しまして、ご意見等ないでしょうか。

【藤井委員】 今年もオンライン開催ということですが、この取組を開始したのは、コロナ禍に入ったときからでしょうか。それとも、その前から実施していたでしょうか。

【齊藤人権教育課長】 この取組は、コロナが発生する1年前から開催しており、初年度は対面形式で実施していました。その後は、オンライン形式という形で進めさせていただいております。

【藤井委員】 コロナの頃からオンライン開催に移行したかと思いますが、私も毎年見学に行っています。体育館などの広い空間で実施していた様子も見たことがありますが、オンライン開催でも、各教室で実施している様子が、小さな対話も含めて、すごく細やかに子どもたちの表情がよく見えるので、良いと思います。

そこで、一つ質問ですが、毎年こちらの会社へ依頼している脱いじめ傍観者教育ですが、例えば前年の反省点など、翌年に向けた改善といったことが今年に活かされていることはあるでしょうか。

【齊藤人権教育課長】 脱いじめ傍観者教育については、毎年実施対象の児童生徒から事後アンケート調査を取っています。その中で、学級の雰囲気がいじめに影響すると思うという割合が、約85%を超えるような結果であり、子どもたちにとってはとても良い影響があると考えております。

ただし、教職員と講師の方の連携はしっかり進めていく必要があると思います。そのため、今年度からは教職員への指導進行案を示したうえで、実施する形で進めてまいりたいと考えております。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。

【村本委員】 私も初年度から参加させていただいており、非常に良い取組だと思っておりますが、このような取組を実施できる他業者は他にもいらっしゃるのでしょうか。もし、いらっしゃれば、教えていただけたらと思います。

【齊藤人権教育課長】 類似の取組をしている事業者はいます。例えば、大学教授やそれらの方と共同で取り組んでいるところもあります。本市は、スタンバイという会社、昨年度から名前が変更になっておりますが、元の名前はストップ・イット・ジャパンという会社の頃から取組を依頼しています。

【村本委員】 ご説明いただき、ありがとうございます。

【浦上教育長】 この脱いじめ傍観者教育は、小学校の数校、中学校の数校で実施するものであり、委員の皆さまも見学したいと先ほどもおっしゃっていましたので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、他にご意見等ないでしょうか。ないようであれば、この報告は以上で終わりたいと思ひます。

齊藤人権教育課長は自席にお戻りください。

次に、続きまして、報告事項の④に移ります。「八尾市教科書センター法定展示について」、打抜教育センター所長より報告させていただきますので、打抜教育センター所長は前の席へお越しください。

【打抜教育センター所長】 それでは、八尾市教科書センター法定展示について、ご報告させていただきます。

本件は、令和6年度使用教科書展示会を「八尾市教科書センター」において開催するものです。

教科書展示会は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第5条の規定によりまして、都道府県教育委員会が開催するもので、本市では「大阪府教科書センター設置要項」により、教育センターに「八尾市教科書センター」が設置されているところでございます。

今年度の教科書展示会は、令和5年3月17日付文部科学省告示第13号により、開始の時期及び期間を令和5年6月14日から7月18日までのいずれかの日、14日間とすることとなっています。

この指示を受けまして、「八尾市教科書センター」では、6月2日から6月15日までを法定外展示期間、6月16日から7月5日までを法定展示期間とし、教科書展示会を開催いたします。

なお、法定展示期間におきましては、広く市民の皆様に教科書をご覧いただけるよう、八尾市立八尾図書館においても6月14日から7月4日までの期間で展示を行ってまいります。

以上、甚だ簡単な説明となりますが、よろしくお願いいたします。

【浦上教育長】 ただいまの報告に関しまして、ご意見等ないでしょうか。

【岩井委員】 広く一般の方にも教科書を見ていただく機会ということであり、見ていただいたときの意見なども頂戴しているかと思いますが、それをどういうふうに活かされているか教えていただけるでしょうか。

【打抜教育センター所長】 教科書展示をご覧いただいた方にアンケートを書いております。そのアンケートの内容は、教育センターで取りまとめ、この教育委員会議の場などでも報告をさせていただいております。

【岩井委員】 今回は、教科書採択の時期になりますので、教科書採択へ反映されるのか教えていただけるでしょうか。

【打抜教育センター所長】 教科書展示会でいただいたご意見を感想という形で扱っておりますので、感想のような位置づけでいただいております。

【黒井学校教育推進課長】 教科書採択は、まずは教育委員会議において行われるものと考えております。教育委員会議には、教育センター所長も出席しておりますので、その際、すでに法定展示等も終わっていることから、市民の声ということで教科書展示でいただいた感想を事務局として提供させていただきます。その内容も含めて教育委員会議の中で、教科書採択が行われるものと考えております。

【岩井委員】 ご説明いただき、ありがとうございます。

【浦上教育長】 市民の声を教科書採択へ反映するということは当然のことです。教育委員会議で教科書を選定しますが、そのときに市民の声を事務局から報告しますので、それも含めて、教科書採択を行っていくことになります。

他にご意見等ないでしょうか。ないようであれば、この報告は以上で終わりたいと思います。小山教育監と打抜教育センター所長は自席にお戻りください。

それでは、公開による審議はすべて終了しました。傍聴の皆様は、ご退場ください。

議事の都合により、暫時休憩とします。再開は、11 時 18 分からとします。

(非公開審議)

(非公開報告)